

前橋市立芳賀小学校いじめ防止基本方針（令和6年度）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

前橋市は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと

「いじめられている子を最後まで守り抜く」という信念を持つこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見いだし、児童の実態に応じた取り組みを推進する。また、市教委や関係機関と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（1）学校の課題

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び学校の「いじめ防止基本方針」についての周知および理解がいままだ十分でなく、法に基づいた取組が十分に運用されていないことが課題である。これまで行ってきた取り組みをもとに、法に基づいた校内いじめ問題対策委員会を中心に組織的な取り組みを行いたい。

（2）学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・いじめをやめさせることは、いじめられている人を助けるだけでなく、いじめている人を助けることにもなると認識する。
- ・教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施および面談を行う。また、職員間及び保護者との連携を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・教職員用の指導書等を中心に校内研修を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図ること。

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という認識を持つ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対症療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通した積極的な指導を展開する。

- ・いじめの早期解決に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・本方針をPTA総会で説明するとともに、学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
- ・いじめ防止の取り組みが成果を上げているかを学校経営評価や保護者アンケートを元に検証し改善点等についての意見を検討する機会を設定するなど、PDCAサイクルに基づく改善を行う。

(4) 「いじめ防止強化月間」での効果的な取り組みの強化を図ること

- ・5月の「いじめ防止強化月間」において、各学級で「いじめゼロ宣言」を策定し、いじめ防止に対する意識を高める。
- ・12月の「いじめ防止強化月間」では、学級活動で人権についてのビデオを視聴し、問題意識を高める。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめチェックシート」を参考に、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② 心の居場所づくりに勤めること

児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

③ いじめを受けた子供を最後まで守ること

「いじめられている子供を守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、「いじめは絶対許さない学校」作りを進める。
- ・いじめ問題が発生した場合、担任が一人で抱え込むことのないように、いじめ対策委員会が中心となり、組織的に対応する。
- ・未然防止の取り組みとして、児童が互いに認め合える人間関係・学校風土づくりに努める。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。

- ・教育活動全体を通じて、自他を認め互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ いじめを生まないために指導上留意すること
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - ・発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にした指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることが出来る機会を提供出来るように努める。
- ⑤ 児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取り組み
- ・児童会を中心に「いじめ0集会」を行い、各学級で「いじめ0宣言」を作り発表し、児童自身がいじめの防止を訴える取り組みを行う。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教員で関わり、積極的に認知する。
- ・グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・月別アンケートの中で、各学期に1回、無記名でのアンケートを行い、実態の把握に努める。
- ・教職員だけでなく、子供の意見を聞き取り、学期や月に応じた質問項目をアンケートに設定する。

② 教育相談体制

- ・教師と子供との日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・家庭訪問等を通して、教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。

③ その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で子供を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと思われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実を確認する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・児童から、事実関係の聞き取りを行う。
- ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはつきりと伝える。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・謝罪等一定の対応が行なわれた後も、事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・児童から事実関係の聞き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・児童が抱える問題にも目を向け、いじめをくり返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。
- ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめ防止等の対策のための組織<校内いじめ問題対策委員会>

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となる。

② 校内いじめ問題対策委員会組織

<教職員関係者>校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、学年主任（必要に応じて担任等教職員）

6 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月	職員会議 • いじめ防止基本方針について • 1 学期の取組について PTA 総会 • 本校のいじめ防止基本方針について説明 学級活動 • いじめアンケート	8月 9月 10月 11月	職員会議 • 2 学期の取組について 学級活動 • いじめアンケート 学級活動 • いじめアンケート <u>(無記名)</u> 人権集会 学級活動 • いじめアンケート	1月 2月 3月	職員会議 • 3 学期の取組について 学級活動 • いじめアンケート 学級活動 • いじめアンケート <u>(無記名)</u> 学校運営評価会議 • 年間の取組についての総括・評価 • いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案 学級活動 • いじめアンケート
5月	学級活動 • いじめアンケート	12月	教育相談		
6月	児童集会 • いじめ0宣言 <u>情報モラル講習会</u> 学級活動 • いじめアンケート <u>(無記名)</u>		学級活動 • いじめアンケート • 2 学期の取組の点検		
7月	いじめ防止フォーラム 学級活動 • いじめアンケート				